沖縄県伊平屋村　財政健全化計画の概要

1　早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率：28.9%（早期健全化基準は25%）

・要因：一般廃棄物処理施設整備事業等のため多額の地方債を発行したことによる公債費増

2　計画期間

平成21年度から平成22年度まで２年間

3　財政の早期健全化の基本方針

・中・長期的な視点に立った歳入確保及び全般的な事務事業見直しによる歳出削減

・各種事業の縮減による地方債発行の抑制及び公債費負担適正化計画に沿った実質公債費比率の改善

4　一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

・差押等の実施を含む集中的な滞納整理等の実施

・公有財産（村有地）の売却等

・法定外目的税（環境協力税）の継続

・職員数削減（２名削減）

・一般職の手当、特別職の給与及び手当、議員の報酬及び手当削減の継続

・料金改定の実施により水道事業及び農業集落排水事業への基準外繰出の削減

・地方債の繰上償還による公債費利子相当額の軽減

5　各年度ごとの４の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

（単位：百万円）

項目	21年度決算	22年度決算	合計
公有財産の売却等		13	13
その他の歳入確保策	5	5	10
職員数の削減	13		13
その他の歳出削減策		10	10

6　各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算
実質公債費比率	28.9	26.5	23.4

7　その他財政の早期健全化に必要な事項

○　基金の積み立て

沖縄県伊是名村　財政健全化計画の概要

1　早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率：28.0%（早期健全化基準は25%）

・要因

・「特定地域における若者定住促進緊急プロジェクト事業」のため多額の地方債を発行したことによる公債費増

・簡易水道施設等建設のため多額の地方債を発行したことによる一般会計からの繰出金の負担

2　計画期間

平成21年度から平成23年度まで３年間

3　財政の早期健全化の基本方針

・中・長期的な視点に立った歳入確保及び全般的な事務事業見直しによる歳出削減

・単独事業の縮減による地方債発行の抑制及び公債費負担適正化計画に沿った実質公債費比率の改善

4　一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

・村税等の差押等の実施を含む集中的な滞納整理等の実施

・公有財産（村有地）の売却等

・法定外目的税（環境協力税）の継続、ふるさと納税制度の推進

・職員数削減（２名削減）

・一般職の手当、特別職の報酬及び手当、議員の手当削減の継続

・補助金等の整理合理化

・船舶運航事業特別会計への基準外繰出の削減

・地方債の繰上償還による公債費利子相当額の軽減

5　各年度ごとの４の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

（単位：百万円）

項目	21年度決算	22年度決算	23年度決算	合計
公有財産の売却等		2.5	2.5	5
その他の歳入確保策	0.7	0.7	0.7	2
公営企業に対する基準外繰出の削減			18	18
その他の歳出削減策	3	11	7	21

6　各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算
実質公債費比率	28.0	28.2	25.8	24.0

7　その他財政の早期健全化に必要な事項

・基金の計画的な積み立て

・船舶運航事業、簡易水道事業、農業集落排水事業特別会計の資金不足の改善

11　健全化法第九条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容及び同法第十条第一項の規定による協議の結果

イ　財政再生計画を策定した地方公共団体名　北海道夕張市

ロ　当該団体の財政再生計画の内容

財　政　再　生　計　画　書

北海道夕張市

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析

・本市は、我が国の主要な産炭地として発展してきたが、エネルギー事情の大きな変化により昭和30年代後半以降平成２年までの間、炭鉱閉山が相次ぎ、人口はピーク時の10万８千人から、平成17年には１万３千人まで激減するなど、地域の経済社会構造は急激に変化してきた。